

「新しい公共」推進会議 第3回 2010年12月13日

**政府・行政と非営利・協同組合セクター関係
のあり方**

英国・イタリアの先駆的事例

生活クラブ連合会

会長 加藤好一

イタリア「社会的協同組合」の特徴

イタリアや英国の社会的企業の継続調査を行う立教大学の藤井敦史教授は、EUと米国の社会的企業論を比較し、以下を指摘する

- ①インフォーマルなボランティア・アソシエーションと違い、継続的に材やサービスを生産する一定のリスクを負った事業体
- ②NPOとの比較でいえば、利益の非配分が重視はされているもののアメリカのNPOほど厳格ではなく、また、民主的参加(一人一票)を重視した組織である
- ③従来の協同組合に比べ、コミュニティの公共的利益を志向し、利用者・労働者・ボランティアのマチテステークホルダー型組織志向
- ④欧州の社会的協同組合は「NPOと協同組合のハイブリッド組織」
- ⑤起業家のアイデアや自由な行動力より、地域社会への密着や参加型経営とそれを担保する制度的・社会的環境整備の重視

※ 藤井 敦史「市民活動・NPOと社会政策・社会政策研究7」(東信堂2007年)より抜粋

田中 夏子「イタリア社会的経済の地域展開」(日本経済評論社2004年)参照

佐藤 紘毅「社会的に不利な人々とB型社会協同組合」(市民セクター政策機構2004年)参照

社会に開かれた構成メンバーの多様性

●社会的協同組合の構成メンバーの多様性

- ・就労組合員（正規、障がい者、様々な困難や不利益を 抱えた労働者《長期失業、アルコール・薬物依存、家族に困難のある未成年、拘留代替措置下にある人その他》）
- ・利用組合員（サービス利用者、利用者の保護者）など
- ・ボランティア組合員（無償、労災保険あり。ただし組合員の50%を超えてはいけない）
- ・財政組合員（出資のみの組合員）
- ・法人組合員（自治体などが協同組合に対する財政支援や発展の基盤づくりをサポート）

●多様な構成メンバーを採る特徴ポイント

「構成員が多様であるか否かが、地域社会の様々な利益を豊かに代表しているか否かの指標」であり「メンバー間に限られた互助組織だけでなく」「社会に開かれた協同組織機能を確保する」ことを重視している

※田中夏子（「イタリア社会的経済の地域展開」（日本経済評論社2004年）より

行政と非営利・協同セクターの契約関係

●運営委託先選定の評価項目の実例

◆イタリア、ロデンゴ・サイアノ市における「運営委託先選定の評価項目」の事例 (居住型高齢者ホーム)

- A) 高齢者を対象とした社会・医療サービスの分野での能力、実績(最高15点)
- B) 社会的企業としての職業的専門性と組織機構(最高15点)
- C) ボランティアや利用者を活性化するための能力・実績(最高10点)
- D) 施設運営のプロジェクト(最高30点)
- E) 価格(最高30点)

●特徴

- ①「価格とその他のバランス30対70」が、「通常の50対50や60対40という設定」比較して「異例」
- ②サービスの「質」把握のための多角的な検討
- ③地域的要素の重視

●契約関係の再構成

- ①パートナーシップ形成を前提としたルールづくり
- ②地域社会における実験としての契約関係



Co-operatives as part of
the social enterprise sector

社会的企業の一翼としての協同組合

- Mr. John Goodman (Head of Policy and the Regions Co-operatives UK)
2009年11月12日：英国マンチェスター・ホリヨークハウス
- Mr. Richard Wilcox and Mr. David Dunn (The Co-operative financial Services, plc.)
2009年11月13日：英国マンチェスター・コーペラティブ・グループ本部

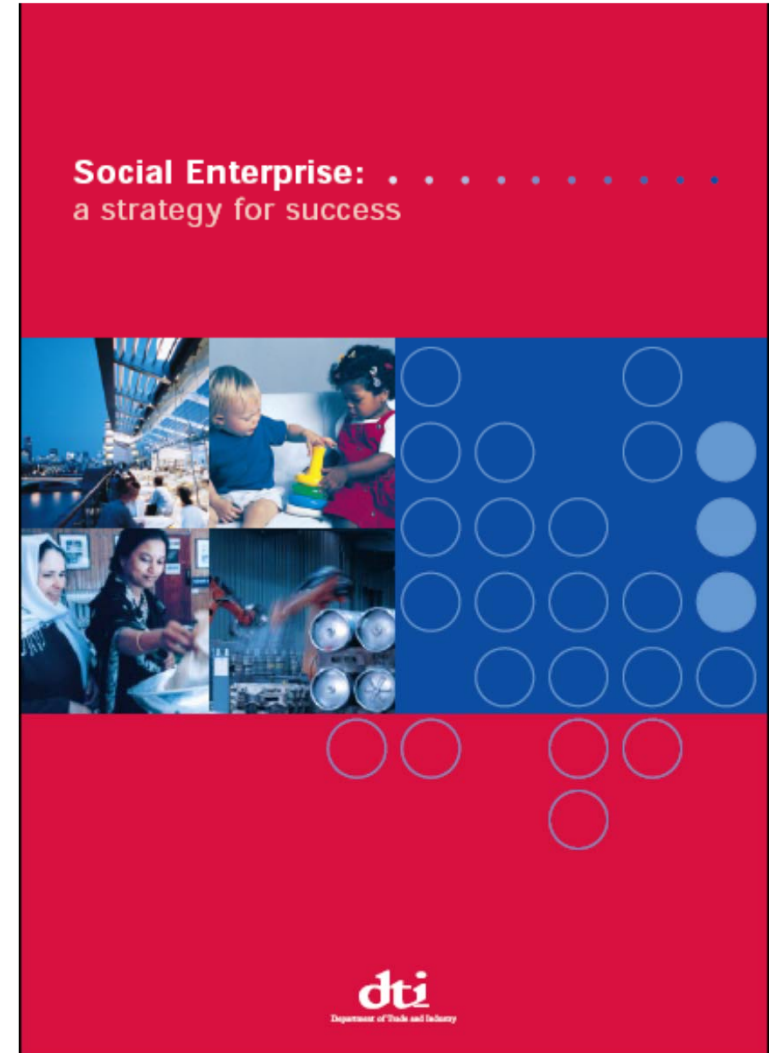
生活クラブ連合会調査団のためのプレゼンテーション翻訳・インタビュー報告より

コーペラティブUK

- イギリスには、約5000の協同組合がある
- この5000ほどの協同組合は、生協、労働協同組合、マルチ・ステークホルダー型など様々な法的な根拠に基づき、小売業、金融、農業、住宅、福祉ケア、学校、その他多くの事業を行っている。コーペラティブUKはそのナショナルなセンター機能で社会的経済を推進している
- しかし、イギリスの協同組合セクターは、実際はこれよりも大きい
- なぜなら、社会的存在としての協同組合の自治が基本であり、伝統的に、イギリスでは協同組合を正式に登録する必要がない。したがって、すべての協同組合がコーペラティブUKの組合員ではないからである

「社会的企業」の一翼と定義 されているイギリスの協同組合

- 1997年に誕生した労働党政府は、4年かけて2001年に通商産業省(dti)内に社会的企業ユニットを、そして、社会的企業連盟が2001年に発足し
- 政府は、2002年7月、『社会的企業～成功の戦略』を作成した



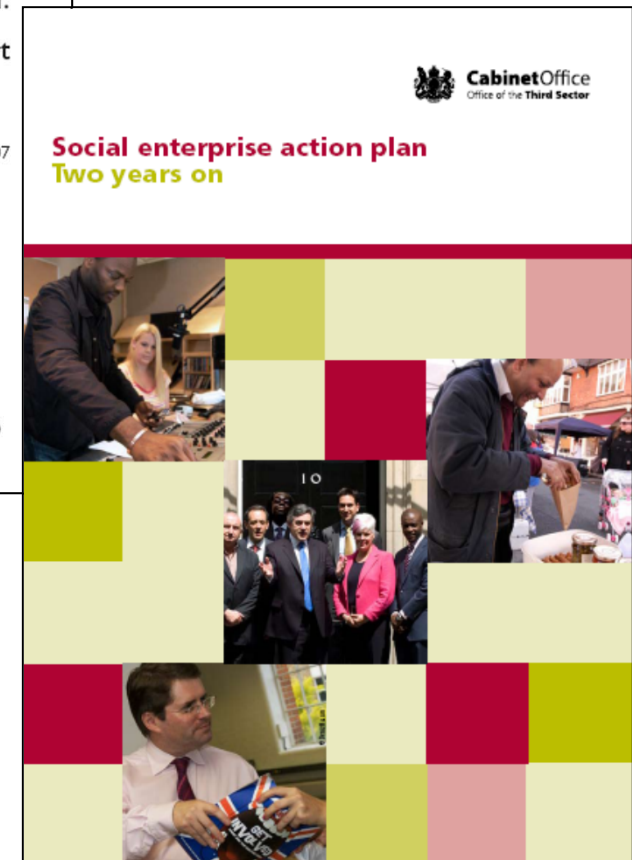
「社会的企業の定義」

- 「社会的企業とは主として社会的目的を有した事業を行い、株主や所有者のための利益を最大化する必要性により動機づけられているというよりも、その剰余はその目的のために**原則として**事業またはコミュニティへ再投資される」
- （英語原文）

“A social enterprise is a business with primarily social objectives whose surpluses are **principally** reinvested for that purpose in the business or in the community, rather than being driven by the need to maximise profit for shareholders and owners.”
- イタリアックで書かれた「原則としては」が重要
- 社会的企業は剰余を地域にすべて投資するが、協同組合は組合員へ剰余を分配することができるので、2002年に「社会的企業」を定義する際に、この「原則としては」の文言を入れ、協同組合全員がこの政策を推進する担い手として参加できるようにした
- そしてこの定義は今も変わっていない

内閣府第三セクター・オフィス設置

- ブレア政権を引き継いだゴードン・ブラウン首相は、政府を再構築し、2007年11月、内閣府内に「第三セクターにかんするオフィス」を設立
- 『大蔵省：社会経済再生における第三セクターの将来的役割：最終報告』（内閣府、2007年7月）、2008年11月20日の内閣府『社会的企業行動計画～2年以内』は、内閣府が第三セクターを統括し、協同組合に関し記述している



We are a 'Strategic Partner' of the Office of the Third Sector

- コーペラティブUKは第三セクターオフィスの「戦略的パートナー」
- 第三セクター・オフィスは、コーペラティブUKに対して、年10万ポンド、3年間の助成金を実施している
- オフィスとは友好的な関係を保っている
- 第三セクター・オフィスは、政府の横断的機関であり、内閣府の中にあり、これを通して、それぞれの政府機関とコーペラティブUKが、双方向でコミュニケーションを取り合い、各部署との連携に役に立っている

コーペラティブUKの活動

- 社会的包摂 (Social Inclusion) については、経済的・社会的包摂の大きなプロジェクトを実施
- 気候変動、生物多様性、食料・飢餓問題、住宅問題、コミュニティ投資などのプロジェクトを通して活動を行っている
- 保育、女性、教育研修などのプログラムがある
- 住宅問題対策については、2009年11月24日に協同組合共済住宅委員会から報告書が出た
- 他の団体とのパートナーシップで、競争入札に参加することを通じて、政府の資金援助を得ることも多い。政府とは友好的関係にある

英国協同組合銀行の倫理方針

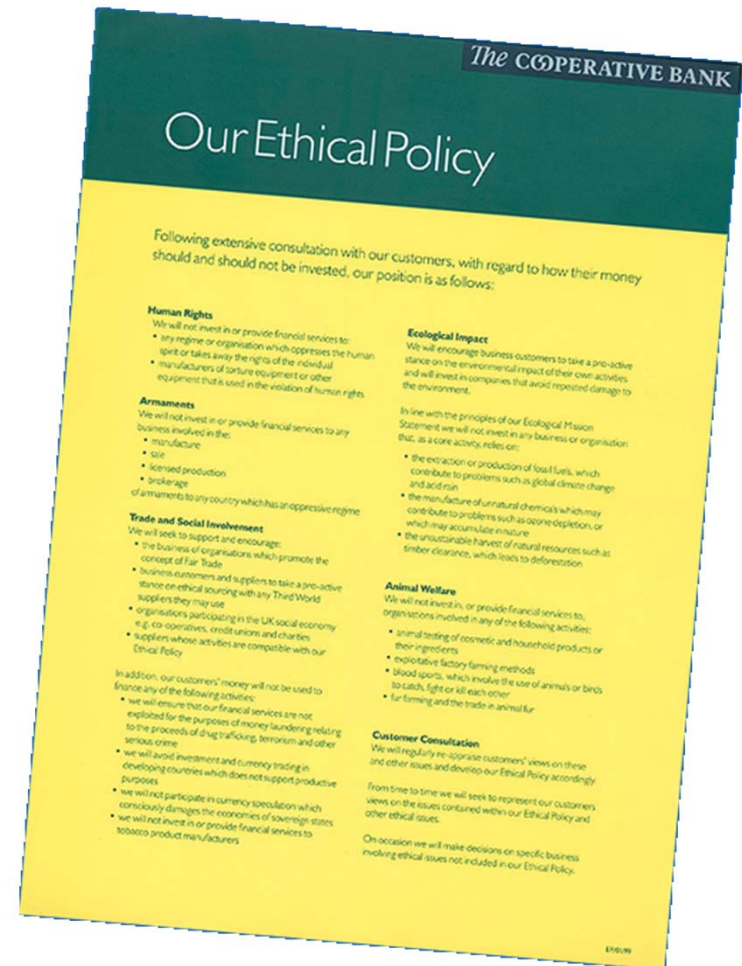
- 1872年に設立。唯一の株主は生協グループ(世界最大の消費生活協同組合の一つであり、123,000人を雇用、組合員約300万人)
- 協同組合銀行は、コーペラティブ保険組合とともに、(有)コーペラティブ・フィナンシャル・サービスのグループ会社
- 400万の個人あるは企業顧客の口座をもち、英国内のみで営業
- 英国唯一の明確な定義での倫理方針をもつクリアリング・バンク

(注)クリアリング・バンクとは、手形交換組合銀行のこと。小切手や手形、公社債、郵便為替証書などを集中的に決済するシステムを手形交換制度といい、その取引所を手形交換所という。

- 協同組合銀行は、倫理的な方法でビジネスに取り組む銀行
- 協同組合銀行により、顧客は自分のお金をよりコントロールできるし、自分自身や他者のためにお金を活かすことができる

世界最初の倫理方針に基く銀行

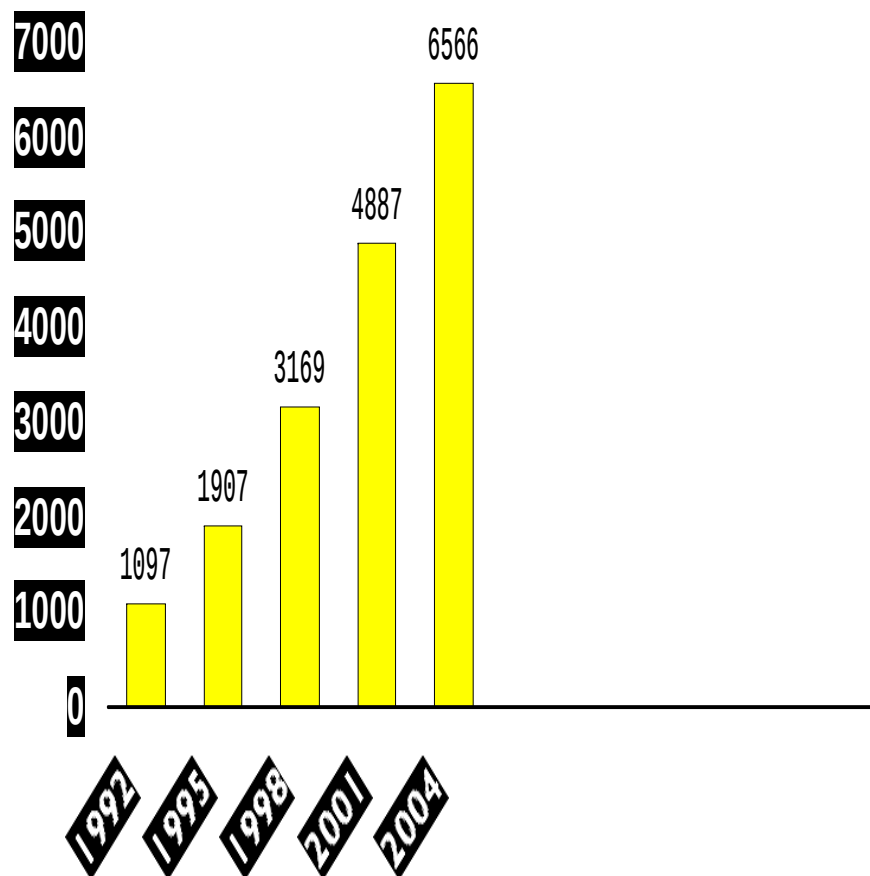
- 1992年、協同組合銀行は顧客主導の倫理方針を導入世界で最初の銀行となった。
- The Policy gave customers, for the first time ever, the opportunity to chose a Bank which will not do business with unethical companies and organisations.
- この倫理方針は、世界で初めて、非倫理的な企業および組織とはビジネスをしない銀行を選ぶ機会を、顧客・市民に与えた
- 刑余者の銀行口座開設、金融教育支援を実施し再犯防止に貢献



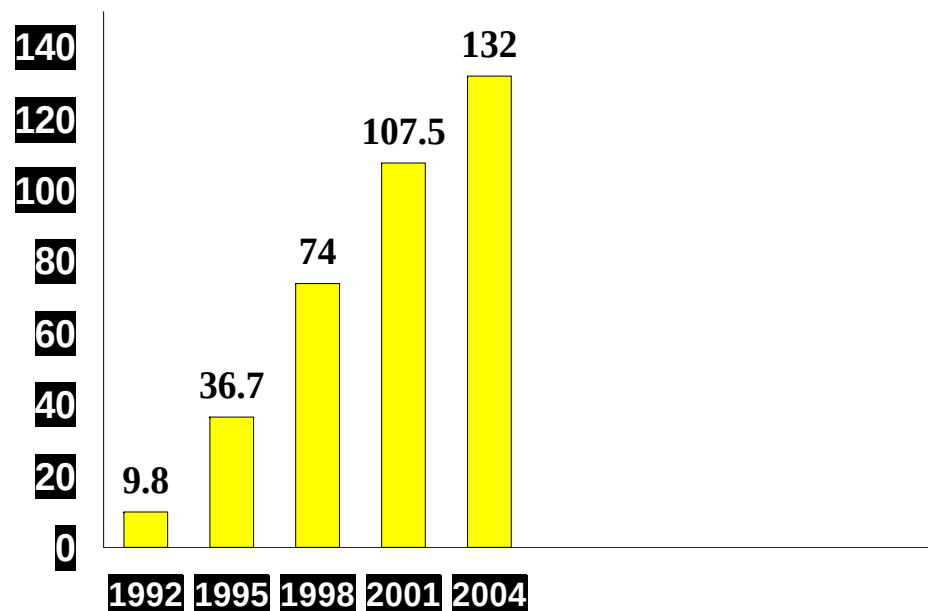
英国協同組合銀行の倫理方針の内容

- **人権**: 世界的な基本的人権の擁護に失敗し、人権を抑圧する政府とそのような政府と関係する企業には投資しない
- **武器取引**: 人権を抑圧する武器製造や輸出、拷問の道具の製造に関わるいかなる企業には投資しない
- **企業の責任と国際貿易**: フェア・トレード、労働条件向上をめやす企業への投資と、開発途上国への無責任な市場操作やタバコ産業、投機目的の通貨売買企業には投資しない
- **遺伝子組み換え**: コントロール不能、開発途上国への影響を与える遺伝子組み換え技術や情報を独占する企業には投資しない
- **社会的企業**: 広い意味で社会的企業セクターに参画するチャリティや協同組合、信用金庫、コミュニティ金融組織への投資
- **環境への影響**: 気候変動、化石燃料の抽出、環境や長期的な健康に影響を与えることを事業のコアにしている企業には投資しない。リサイクル、持続可能な消費、代替エネルギー、木材や有機農業などのエコロジカルな持続可能なマネージメントを追求する企業への投資
- **動物保護**: 化粧品などの動物実験、集約的農業、狩猟などの動物の流血を伴うスポーツ、毛皮貿易などに関わる企業に葉投資をしない

社会的に支持される協同組合銀行 の倫理方針



顧客の預金（100万ㄖ）



営業利益（100万ㄖ）

「社会的金融」としての取り組み

- 国際協同組合同盟(ICA)の協同組合原則の第7原則「コミュニティへの貢献」が、協同組合銀行の持続可能なコミュニティ開発に向けた取り組みの指針である
- 協同組合銀行は、「社会的金融」として、社会的企業のキーとなる以下の各セクターをサポートしている
 - 協同組合組織
 - 信用組合(Credit Unions)とコミュニティ開発金融機関(CDFI: Community Development Finance Institutions): 英国、米国などの地域再生事業において、投融資を行う金融機関)
 - 社会的企業と困窮地域における小さな事業

コミュニティ再生事業の英国政府と 協同組合銀行のコラボレーション

- 協同組合銀行は、困窮地域における個人あるいは組織に対して資本とビジネスサポートを提供している「コミュニティ開発金融機関(CDFI)」に対し、そのバランスシートに対する割合としては、他の英国の銀行よりも、より多くをCDFIに貸し付け、コミュニティ再生を支援している
- しかし、政府の支援は不可欠であり、コミュニティ再生のために、英国政府も「コミュニティ開発金融機関(CDFI)」に支援政策を実施している
- その1例:コミュニティ投資優遇税制(CITR: Community Investment Tax Relief scheme)は、金融機関や機関投資家、個人投資家等がCDFIに投融資すると、投融資額を毎年の所得税あるいは法人税から税額控除(投資額分の5%＝5年間継続可)できる仕組みであり、政府の支援策の一つである